

高知県高性能林業機械等整備事業の運用について

第1 趣旨

この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領（以下「要領」という。）の運用について、必要な事項を定める。

第2 運用

要綱別表第1の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。

1 高性能林業機械の導入（要綱別表第1の1）

（1）補助対象経費

- ① 補助対象機械の範囲は要綱別表第3に定める工種又は施設区分に記載されている機械本体及び附属機械器具購入費、機械本体及び附属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料、車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。
- ② 導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。
- ③ 林業用四輪駆動ダンプトラックについては、道路法、道路交通法、その他積載物の運搬に係る法律等を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであることとする。

ア 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであること。

- ・四輪駆動であり、トランスミッションはMTであること。
- ・積載量は2 t以上4 t未満であること。
- ・排気量は4,000cc以上であること。
- ・補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。
- ・最小回転半径は6 m以下であること。
- ・LSD（リミテッド・スリップ・デフ）又はLSDと同様にタイヤが空転した際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。
- ・1速の総減速比（1速の変速比×最終減速比）が29.5以上であること。
- ・リヤデフまでの高さ（最低地上高）が160mm以上であること。
- ・荷台は林業用に架装していること。

イ 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。

- ・車体に法人名等が印刷されていること。
- ・運行記録、業務日報が整備されていること。
- ・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。

なお、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に一時使用することについては妨げない。

- ④ IoT ハーベスタについては、データと連携した作業指示や造材した丸太のデータ（径級、長さ、材積、造材位置等）をインターネット等を介して共有できる機能を備えた機種であること。

（2）県の目標値

要綱別表3の1の留意事項（5）及び要領第1号様式の別紙1－1－1に記載のあ

る「素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。」の「県の目標値」は別紙１のとおりとする。

(３) 機械導入後の保守・管理

機械導入事業体は作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、その性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

(４) 実績報告書

間接補助事業の場合、間接補助事業者（市町村）は、事業実施主体に補助金を支払った日を補助事業の完了日として、補助金交付要綱第９条に定める実績報告を行うものとする。

２ 林業機械のリース（要綱別表第１の２）

(１) 補助対象経費

① 補助対象機械の範囲は要綱別表第３に定める工種又は施設区分に記載されている林業機械の使用料及び賃借料（要綱別表第３の２の補助対象経費欄のとおり）とする。

② 導入する機械については、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

③ 林業用四輪駆動ダンプトラックの基準については第２の１の（１）の③に準ずる。

(２) 提出書類

要領第２の１の（１）の②に定める共通基礎資料のうち、イ事業主体の規約（定款）については、法人登録をしていない事業体については省略できるものとする。

(３) 機械リース後の保守・管理

機械リース事業体は作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、その性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

(４) 実績報告書

第２の１の（４）に準ずる。

３ 新規参入者への導入等支援（要綱別表第１の３）

(１) 補助対象経費

第２の１の（１）に準ずるとともに、導入する高性能林業機械等は原則、中古のものとする。

ただし、中古機械の入手が困難な場合は、その限りではない。

(２) 機械導入後の保守・管理

第２の１の（３）に準ずる。

(３) 実績報告

実績報告書で添付する契約書は、相手方、機種、期間、金額が確認できれば請求書でも可とする。また、添付する写真は、機種等が確認できるものとする。

４ 入札・契約関係

(１) 入札及び契約の実施方法

契約の相手先の選定、入札又は見積り合わせにあたっては、公平性・競争性を確保して実施するものとし、要綱別表第１の１、２及び３においては単独随意契約は原則認めない。

ただし、要綱別表第１の３においては、要領第４の４の規定の範囲で実施する場合

合、その限りではない。

また、中古機械の導入に係る契約を締結する相手方は、法人登録された事業者とし、個人が所有する機械及び協同組合等が補助事業により導入した機械を組合員へ払下げする機械は補助対象としないとともに、機械の見積書・請求書・明細書等の事業費を確認することのできる書面の発行及び機械の性能の保証が可能な事業者であることとするとともに、中古機械の在庫がない場合は、仕様を満たす新品の価格による応札により、適正価格を判断すること。

5 その他

(1) 導入機械の事故及び災害の報告

補助対象機械及び補助対象装置を装着した機械が、処分期限内に事故及び災害その他の理由により、補助事業の目的とする機能を発揮できなくなった場合は、原因を確認するとともに早急に機能を復旧・改善することとし、また、木材増産推進課に遅滞なく報告すること。

附則 1 この運用は、平成 30 年 4 月 5 日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。

2 この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。

附則 1 この運用は、平成 30 年 11 月 14 日から施行する。

附則 1 この運用は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。

附則 1 この運用は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

附則 1 この運用は、令和 2 年 4 月 28 日から施行する。

附則 1 この運用は、令和 3 年 4 月 13 日から施行する。

附則 1 この運用は、令和 3 年 7 月 8 日から施行する。

附則 1 この運用は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。

附則 1 この運用は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。

附則 1 この運用は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

素材生産量及び素材生産性の目標値について

要綱別表 3 の 1 の留意事項（5）及び要領第 1 号様式の別紙 1－1－1 に記載のある「県の目標値」は下記のとおりとする。

高性能林業機械を導入する場合は、いずれかの目標値以上となること。

【5 年目の目標値（林業成長産業化総合対策補助金）】

目標年度が導入年度の翌年から起算して 5 年目となる場合

- ①素材生産量の増産量 5 年間で 2, 6 0 0 m³ の増産
- ②素材生産量の伸び率 1 3 1 %
- ③素材生産性の目標値 5. 7 m³/人日
- ④素材生産性の伸び率 1 6 0 %

【3 年目の目標値（合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金）】

目標年度が導入年度の翌年から起算して 3 年目となる場合

- ①素材生産量の増産量 3 年間で 1, 5 6 0 m³ の増産
- ②素材生産量の伸び率 1 1 9 %
- ③素材生産性の目標値 5. 3 m³/人日
- ④素材生産性の伸び率 1 4 7 %